

高知県地域観光振興交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域観光振興交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 県は、観光客の長期滞在につながる観光地域づくりを推進するため、観光拠点の整備、周遊、滞在等の取組を総合的に支援することを目的として、国の財政支援制度を充当して事業を実施する市町村等（市町村、一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）（以下「交付事業者」という。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金額の算定対象となる事業)

第3条 交付金額の算定対象となる事業（以下「交付金算定事業」という。）は、高知県観光振興推進総合支援事業費補助金交付要綱に規定する要件等を満たす別表第1に掲げる事業とする。

(交付対象経費)

第4条 交付された交付金は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。ただし、国の財政支援制度や県補助金を活用した後の市町村負担額に充当してはならない。

- (1) 減債基金等の基金への積立金（観光振興事業を実施するために借り入れた地方債の元利償還金に充当）
- (2) 観光振興事業を実施するために借り入れた地方債の元利償還金
- (3) 交付金算定事業に関連する事業に係る経費
- (4) その他地域観光の推進に資するものとして知事が必要があると認める事業

2 交付金を前項第3号及び第4号に掲げる事業等に充当する場合であって、当該事業が交付金算定事業である場合は、当該充当額に相当する額を交付金算定対象経費から控除するものとする。

(交付金の交付期間)

第5条 交付金を交付する期間は、交付金算定事業が完了した年度の翌年度とする。ただし、これによりがたい場合は、事業が完了した年度の翌年度から5年以内の期間で複数年にわたり交付することができる。

(交付事業者、事業実施主体、交付金算定対象経費、交付金額及び交付金算定対象事業費限度額)

第6条 交付事業者、事業実施主体、交付金算定対象経費、交付金額及び交付金算定対象事業費限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付事業の採択の申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする交付事業者は、交付金算定事業を実施する前に、交付金算定事業ごとに別記第1号様式による交付金算定事業採択申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付金算定事業の採択等)

第8条 知事は、前条に規定する書類の提出があった場合は、知事が別に定める審査会に諮り、審査会の意見を踏まえて、交付金算定事業の採択の可否について決定を行うものとする。ただし、交付金算定対象経費が2,000万円未満となるもの又は高知県地域観光振興交付金審査要領に定める知事が審査会の審査を省略できると認めたものについては、この限りでない。

2 知事は、採択の決定を行った場合にあっては当該申請者にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合にあっては、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 交付事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金算定事業ごとに別記第2号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 交付事業者は、交付金の交付申請に当たって、事業採択の決定を受けた交付金算定事業の内容又は交付金算定対象経費を変更しようとするときは、事前に知事に協議し、その指示を受けなければならない。

3 第1項の交付金交付申請書の提出に当たって、当該交付金算定事業に係る消費税仕入控除税額等（交付金算定対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金算定対象経費に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の決定等)

第10条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、交付金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該交付事業者に通ずるものとする。

2 知事は、市町村等の長が補助を行う団体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の条件)

第11条 第2条に規定する交付の目的を達成するため、交付事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとし、第6条に規定する事業実施主体（間接補助事業者）に交付金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。なお、間接補助事業者からの交付申請に当たっては、別紙5と同様の誓約書兼同意書を添付させなければならない。

(1) 交付金算定事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金算定事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第3号様式による交付金算定事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

(2) 交付金を充当する事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金を充当する事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(3) 第4条第1項第1号の規定により交付金を減債基金等の基金に積み立てた場合で、実績報告時に提出した基金処分計画の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の基金処分計画書を作成し、知事に提出すること。

(4) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業の執行に際しては、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (5) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合、県税の滞納がない者であること。
- (9) 交付事業者が交付金を充当する事業を補助事業とする場合で、間接補助事業者が県税の納税義務者である場合は、間接補助事業者が県税の滞納がないことを証明させなければならないこと。
- (10) 事業実施主体が、県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。
- (11) 交付事業者が交付金を充当する事業を補助事業とする場合は、間接補助事業者が県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明させなければならないこと。

(交付金算定事業の重要な変更)

第12条 交付金算定事業について次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 交付金算定事業の中止又は廃止
- (3) 交付金算定事業の施行箇所の変更
- (4) 交付金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (5) 交付金算定事業で活用する地域資源の変更又は削除
- (6) 交付決定時又は変更承認時に予定していなかった工事、設備整備等の追加
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交付金算定事業の内容の重要な部分に関する変更

(交付金算定事業の実績報告等)

第13条 交付事業者は、交付金算定事業の完了の日の属する年度の翌年度の5月31日（交付金算定事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日）までに別記第5号様式による実績等報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 交付事業者は、第9条第3項ただし書の規定により交付金の交付の申請を行った場合であって、前項の実績等報告書の提出時期までに当該交付金算定事業に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 交付事業者は、第9条第3項ただし書の規定により交付金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績等報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金算定事業に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(交付金算定事業の繰越しの承認の申請)

第14条 交付事業者は、交付金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 交付事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第7号様式による交付金算定事業繰越承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付金算定事業の年度終了実績報告)

第15条 交付事業者は、前条第1項ただし書の規定による繰越しの承認を受けた事業について、別記第8号様式による年度終了実績報告書を当該会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(交付金の支払)

第16条 交付金は、第13条又は第15条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとし、交付事業者は別記第9号様式による請求書を、支払を受ける年度ごとに知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第17条 交付事業者は、交付金算定事業及び交付金を充当する事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設財産、機械及び器具等（以下この条において「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

3 交付事業者は、取得財産等があるときは、別記第10号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、第13条第1項の実績等報告書に添えて提出しなければならない。

4 交付事業者は、市町村等の長が補助を行う団体が交付金算定事業により取得した取得財産等があるときは、市町村等の長が補助を行う団体に対して、第1項本文及び第2項に規定する条件と同様の条件を付すとともに、別記第10号様式による取得財産等管理台帳を備えさせ、管理させなければならない。

5 交付事業者は、交付金を充当する事業において補助を行う場合で、間接補助事業者が間接補助事業により取得した取得財産等があるときは、間接補助事業者に対して、第1項本文及び第2項に規定する条件と同様の条件を付すとともに、別記第10号様式による取得財産等管理台帳を備えさせ、管理させなければならない。

(遂行状況の報告、事業成果のフォローアップ等)

第18条 知事は、必要があると認めたときは、交付事業者に対し、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、交付事業者は知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

2 交付事業者及び事業実施主体は、交付金算定事業実施年度の翌年度から5年間以上、事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

- 3 知事は、必要があると認めたときは、交付事業者に対し、前項に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、交付事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。
- 4 交付事業者は、間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者に対して、第1項及び前項に規定する条件と同様の条件を付さなければならない。

(グリーン購入)

第19条 事業実施主体は、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第20条 交付金算定事業、交付金を充当する事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第11条第2号から第7号まで、第13条第3項、第17条、第18条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に、交付決定を受けている事業に係る取扱いについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第6条関係）

交付金算定事業	交付事業者	事業実施主体	交付金算定対象経費（注1）	交付金額（注2）（注3）	交付金算定対象事業費限度額
1 観光拠点整備事業	市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「市町村等」という。）	市町村等	全国から観光客を呼ぶことのできる広域観光の核となる観光拠点（注4）の整備等に係る経費	ア 過疎対策事業債等をはじめとする国の交付税措置のある起債を活用する場合 交付金算定対象経費のうち、次の①から③までの部分に応じて算定した額の合計額（ただし、イに該当する場合を除く。）以内 ① 過疎対策事業債を充当した部分 当該部分に18.0%を乗じて得た額 ② 辺地対策事業債を充当した部分 当該部分に12.0%を乗じて得た額 ③ ①及び②以外の部分 交付金算定対象経費から国の交付税措置額を差し引いた額に60%を乗じて得た額 イ 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用する場合 交付金算定対象経費に6分の1を乗じて得た額以内	1 交付金算定事業当たり 6億円 （ただし、要件（注5）を満たす場合は、1 交付金算定事業当たり12億円とする。）
2 観光資源磨き上げ事業	市町村等	市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体（注6）若しくは個人事業者（注7）	既存の観光資源の磨き上げ、新たな観光資源の創出等に係る経費		1 交付金算定事業当たり 1億円
3 自然景観等観光基盤整備事業	市町村等	市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体（注6）	自然景観を生かした観光基盤の整備等に係る経費		1 交付金算定事業当たり 1億円 （ただし、要件（注4）を満たす場合は、1 補助事業当たり6億円とする。）
4 二次交通周遊支援事業	市町村等	市町村等、市町村等の長が補助を行う団体（注6）又は広域観光組織	観光地の周遊性を高めるために必要な二次交通の運行又は運行支援に係る経費		1 交付金算定事業当たり 1,200万円
5 基本構想等作成支援事業	市町村等	市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体（注6）若しくは個人事業者（注7）	観光拠点等の整備に関する専門的知見を踏まえた基本構想の作成（基本設計は除く。）又はアドバイザーの活用に係る経費		1 交付金算定事業当たり 750万円
6 外国人観光客等受入環境整備事業	市町村等	市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体（注6）若しくは個人事業者（注7）	外国人観光客等の受入環境の整備に係る経費（注8）		1 交付金算定事業当たり 100万円以上 400万円以下
7 観光資源創出ステップ事業	市町村等	市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体（注6）若しくは個人事業者（注7）	観光客の増加を図る取組のうち、立ち上げ段階又は試行段階にある取組に係る経費		1 交付金算定事業当たり 20万円以上 400万円以下

（注1）交付金算定対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 用地の取得及び整地に要する経費（キャンプ場等の整備の際に、主たる施設等の整備と一体的に行う整地に要する経費は、補助の対象とすることができるものとする。）
- 2 既存の施設、設備等の撤去、処分等に要する経費（撤去等を行わなければ施設等の新設又は改修ができない場合は、補助の対象とすることができるものとする。）
- 3 職員の人件費
- 4 既存施設の改修費で単なる維持修繕を目的とするもの
- 5 商品の製造に供する原材料費、人件費等の経費
- 6 新聞広告、テレビCM等に要する経費

- 7 商品券等の金券類の発行又は割引キャンペーン類の割引原資に要する経費
- 8 交付金算定事業4において、専ら補助事業者である市町村の住民が利用する路線バスに該当するもの又はイベント等一時的な催事に係る運行を目的とするもの
- 9 交付金算定事業6を除く事業において、トイレの整備及び改修並びに無線LAN整備に要する経費（補助事業の目的を達成するために必要な主たる施設等の整備と一体的に整備する場合は、補助の対象とすることができるものとする。）
- 10 事務用品、衛生用品、園芸用品等の消耗品に要する経費（補助事業の目的を達成するために必要な主たる施設等の整備と一体的に整備する必要性がある場合は、補助の対象とすることができるものとする。）
- 11 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費
- 12 1から11までに掲げるもののほか、經常経費であると知事が認める経費
- 13 1から12までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費

(注2)イにおいて、国の交付金を充当した残りの経費に過疎対象事業債等を充当した場合、県の交付金額は充当した起債の種類により、過充当とならないように減じる場合があること。

(注3) 高知県観光振興推進総合支援事業費補助金を充当する場合は、本交付金の申請はできない。

(注4) 広域ブロックにおいておおむね1位又は2位の誘客が見込まれるもので、事業実施主体が市町村等であるもの。

(注5)次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 当該観光拠点においておおむね年間5万人以上の集客が見込まれること
- 2 事業費が補助事業者の標準財政規模の10パーセントを超えるものであること（補助事業者が一部事務組合又は広域連合の場合は、構成団体の標準財政規模の平均値を用いる。）

(注6) 地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行う団体のうち、法人格のない団体の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 3以上の個人又は法人で構成されるもの
- 2 地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行うもの
- 3 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの

(注7) 地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行う個人事業者に限る。

- ・個人のために収益を上げることを目的の第一とするものでなく、公的な施設としての一面を持ち、地域住民の公共の福祉への貢献を目的の第一として行う事業であること。
- ・公的な事業であることを鑑み、地域経済への還元、拡充につながるよう原則、地元の業者へ発注すること。

(注8)次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- 1 無料公衆無線LAN環境の整備
- 2 多言語対応のための整備
- 3 公衆トイレの整備・改修
- 4 キャッシュレス決済環境の整備
- 5 デジタル環境の整備
- 6 バリアフリー環境の整備

別表第2（第10条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

